

「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書(案)」に対する意見

[氏名]	日本生活協同組合連合会
[意見]	
<p>・該当箇所</p> <p>3. コスト効率的な導入</p> <p>②コスト低減や事業者の競争を促す買取価格決定方式</p> <p>P.5の2行目「事業用太陽光発電については、FIT制度施行により急激な導入拡大が進んでおり、コスト効率的な事業者の導入を促すため、トップランナー方式を採用しつつ、事業者間の競争を通じた更なる価格低減を実現するため<u>入札制度を活用すべきである。</u>」</p> <p>・意見内容</p> <p>事業用太陽光発電への入札制度については、導入によってハードルが高まり、発電事業への自由な参入が妨げられることから、現時点での導入は見送るべきです。また、どうしても導入する場合は、大規模施設に限定するとともに、設置地域に偏りが生じないような制度設計にするべきです。</p> <p>・理由</p> <p>入札に応募するためには用地の確保や施設の設計、系統接続など様々な手続きや準備が必要になりますが、入札して落札できない場合は大きなリスクを抱えることになるため、中小規模の事業者にとっては入札制度は極めて負担の大きなものです。その結果、大規模事業者だけが太陽光発電を独占することになり、公正な競争が阻害される可能性があります。</p> <p>また、土地の価格が安価な地域の方が落札される可能性が高いことから、都市部での設置が困難となり、施設が設置される地域が限定されることとなります。再生可能エネルギーは、本来、地域分散型エネルギーとして全国に広く設置されることが望ましいことから、入札制度の導入は慎重に検討すべきです。</p> <p>ヨーロッパでは入札制度を6MW以上の施設に限定している事例もあります。わが国においても、制度の策定にあたっては、諸外国での導入事例も踏まえて慎重に検討し、少規模事業者が不利益を被らないような公正な制度にすべきです。</p>	

・ 該当箇所

3. コスト効率的な導入

③FIT 制度に係る費用負担のあり方

P.5 の 32 行目「その際、賦課金減免制度の必要額の増加が見込まれる中で、この制度を持続的に運用するため、賦課金の活用などにより減免の原資を確保するとともに、減免対象とならない家庭や事業者から減免制度の維持に理解が得られるよう、制度について所要の見直しを行う必要がある。」

・ 意見内容

賦課金減免制度に必要な原資は、再エネ賦課金に求めるべきではなく、従来通り国費によって負担するものとし、現在の減免措置の対象や減免率が妥当なものであるかどうかを見直すことによって、原資の確保をはかるべきです。

・ 理由

今年度の減免の対象は、売上高 1,000 円あたりの電力使用量が 5.6kWh 以上の「事業」のうち、その事業の年間の電気の使用量が 100 万 kWh を超える「事業所」となっており、大規模事業者に限定されています。

電力多消費産業への賦課金の軽減措置については、これまでは国費によって確保されてきましたが、今回の制度改正によって広く国民が負担する賦課金に転嫁されることは、減免対象とならない国民の負担がさらに増加することになります。また、今以上に賦課金が上昇すれば、全事業者にとって経費増となるため、本来の減免制度の目的である国際競争力の維持・強化という点で矛盾を生じます。

また、8 割という減免率は非常に高率であり、減免予算額は 2012 年度の 70 億円から 2015 年度の 456 億円へと大幅に増加しています。国際競争力との関係の有無も含めた対象事業者の選定方法の見直しと減免率の低減によって制度の適正化をはかるべきです。

・該当箇所

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

③送配電事業者による買取義務者を通じた広域融通等

P.8の24行目「②発電事業者と小売事業者との間で合意が成立している場合には当該事業者  
に引渡すこと」

・意見内容

固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギーの買取義務者を送配電事業者とする場合は、小売電気事業者もしくは発電事業者の意思が尊重され、発電所・電源を特定・表示できる形で送配電事業者を経由して小売電気事業者に引き渡されるしくみにするべきです。報告書案の方向で、具体的な制度設計をすすめていただくよう望みます。

・理由

双方の合意に基づいて引き渡しができることによって、希望する再生可能エネルギーを発電所・電源を特定・表示できる形で買い取ることができるという点で、この方針には賛成です。報告書案に記載された内容に沿って、合意の確認方法や契約および引き渡しの具体的なルールを定め、小売電気事業者がエネルギーの地産地消など多様なメニューを設定することができるような制度設計となることを望みます。